

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

緊急事態宣言下における「9月13日～9月30日」期間中の部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言再延長を受け、令和3年9月9日付け名教委学第1083号にて市内小中学校の部活動について通知したところですが、依然として医療体制の逼迫や学校の学級閉鎖等があり、部活動の再開については慎重に判断する必要があります。

つきましては、9月13日（月）から9月30日（木）の期間中の部活動については下記のとおり変更します。

なお、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 1 9月13日（月）から9月30日（木）の期間中の部活動は原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。
 - (1) 全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
 - (2) 九州・全国の予選を兼ねる県内大会及びコンクール等に限り、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
 - (3) 上記(1)(2)において練習が許可された場合、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内、必要最低限の人数での練習とする。また、分散登校により登校しない学年等の部活動については行わないこと。（部活動のために、登校することがないようにすること）さらに、学級学年閉鎖等に対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。
- 2 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
※大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前に御指導下さい。
 - ・体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- 3 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と市教育委員会で協議すること。
- 4 県内外での練習試合や合宿・遠征等は行わないこと。

※屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

※地域のスポーツクラブ等に通う児童生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

【添付資料】別紙

◇本件担当◇
名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事 諸見 秀幸
Tel:0980-43-7270
E-Mail : gakkyou02@city.nago.lg.jp

